

11

第11章

施策の実施計画の策定・実施

11.1 施策の実施計画の策定・実施

第11章 施策の実施計画の策定・実施

11.1 施策の実施計画の策定・実施

保存・活用の大綱と基本方針及び各分野（保存・管理、活用、整備、運営・体制）の方向性と方法等に基づき、保存・管理、活用、整備、運営・体制の整備について、計画的に実施すべき施策の項目と概要を示す。

施策の実施時期については、本計画策定から5年間で「第1期（短期的課題の解決）」、その後の5～10年間で「第2期（中期的課題の解決）」、計画策定から10年後以降を「第3期（長期的課題の解決）」とする。

取組の実施にあたっては、「八王子市文化財保存活用地域計画」等の関連計画との整合を図るとともに、関係部署で必要な財源確保に努めていく。

項目	施策計画内容	実施時期			備考	
		短期	中期	長期		
		開始～5年	5～10年	10年～		
保存 管理	日常的な点検・維持官理	—————				
	き損箇所、変状の把握、応急措置	—————				
	発掘調査	- - - - -				
	現状変更等の厳密な運用	—————				
	公有地化の検討	—————				
活用	調査成果等の公開	—————				
	学校教育・生涯学習との連携による活動	—————				
	情報発信、観光資源としての活用ネットワークの構築	———				
整備	計画	———				
	保存	雨水排水対策整備	—————			
		崖面・法面崩落防止対策整備	—————			崩落した場合は都度実施
		保存管理マップの作成	———			
		植生管理（ナラ枯れ、枯損木の伐採等・保存目的の植栽）	—————			
	活用	遺構解説板・案内板整備	—————			
		安全対策整備	—————			柵等
		便益施設（トイレ等）整備	———			
		休養施設（屋根付き休憩所等）整備	- - - - -			実施については八王子市と調整
		管理施設（管理事務所等）整備	- - - - -			実施については八王子市と調整
教養施設（ガイダンス施設等）整備		- - - - -			実施については八王子市と調整	
体制整備	下草・樹木・竹の整理	—————				
	管理体制の整備（東京都、八王子市等）	—————				
	外部有識者の指導・助言	—————				
	市民や民間事業者との連携・協働	—————				

※破線部分は必要に応じ適宜実施すべき施策など